



教えて！知ってトクする法律の話

第4号

刑事事件と民事事件って何だろう？

生活の中で起こる法律に関するトラブルや事件は、**刑事事件**と**民事事件**の2種類に大きく分けられます。

刑事事件は、法律で禁止されている「**犯罪**」をしたのではないかと疑われる人を、**国（検察）**が裁判にかけ、裁判所が、本当に犯罪をしたのか、どのように**罰**するべきかを決定するものです。その過程で、警察官・検察官がその人を逮捕したり、取調べを行ったりします。財布を盗んだ（**窃盗罪**）、人に暴力をふるった（**暴行罪**・**傷害罪**）という場合も刑事事件になります。



民事事件は、**個人と個人**の間で起こるトラブルのことをいいます。犯罪として禁止されていなくても、契約（約束）を破られた、貸したものを返してほしい、物を壊されたのでお金を**弁償**してほしいなど、個人の間でトラブルはたくさん存在します。離婚や相続のときに財産をどのように分けるかといったトラブルも典型的な例です。このような個人間のトラブルを裁判などで解決していくのが、民事事件です。



これって刑事事件？民事事件？

知人から借りたお金を返せなかったら、「警察に通報する」と脅されました。私は逮捕されてしまうのでしょうか？



借りたお金を返さない（契約を守らない）からといって、すぐに犯罪になるわけではありません（≠刑事事件）。そのため、お金を返さないことだけを理由に警察に逮捕されることはありません。ただし、個人の間トラブル（＝民事事件）なので、お金を返せという裁判をおこされることがあります。

また、契約を守れないことで脅しや理不尽な要求を受けた場合には、逆にそのことが犯罪（脅迫罪や恐喝罪など）になる可能性があるため、周りの人や警察に相談しましょう。

コラム：同じ事件でも刑事事件と民事事件が発生する？

同じ事件・トラブルでも、刑事事件と民事事件の両方の手続きがそれぞれ行われることがあります。例えば、人に暴力をふるってけがをさせるという事件が起きたとき、刑事事件としては、国と暴力をふるった人の間の裁判で、刑務所での懲役などの刑罰が決定します。それとは別に、民事事件として、けがをした人（被害者）が、暴力をふるった人（加害者）に対して、けがの治療費や、心の傷などに対する慰謝料の支払いを求める裁判などを起こすことができます。

今月号のポイント



☑刑事事件とは、

- 法律で禁止されている犯罪に関するトラブル
- 犯罪をしたと疑われる人と国（検察）との間の裁判で、裁判所が、本当に犯罪をしたのか、どのように罰するべきかを決定する

☑民事事件とは、

- 個人と個人の間で起こるトラブル
- 貸したものを返してほしい、物を壊されたのでお金を弁償してほしいといったことを求めることができる

☑同じ事件・トラブルでも、**刑事事件と民事事件の両方になることがある**

担当：佐藤 真澄、岩並 野乃佳